

保健福祉センター通勤用自転車駐輪場の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保健福祉センターに勤務する者の通勤の利用に供するため確保する自転車駐輪場の運用について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 通勤 保健福祉センターに勤務する者が、その勤務のために住居と保健福祉センターの間を往復することをいう。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条1項第11号の2に規定する自転車をいう。

(自転車駐輪場の確保)

第3条 市長は、船橋市北本町1丁目16番55号の一部を自転車駐輪場として、通勤の利用に供する。

(利用することができる者)

第4条 自転車駐輪場を利用することができる者は、次に定めるものとする。

- (1) 職員、週5日の勤務を割り振られた会計年度任用職員又は再任用職員であって、自転車による通勤の認定を受けた者
- (2) 職員、会計年度任用職員又は再任用職員以外の者であって、勤務場所が保健福祉センターにあり、通勤のために常態として自転車を利用する者

(利用の申請)

第5条 自転車駐輪場を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、保健福祉センター通勤用自転車駐輪場利用申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）により、市長に申請し承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は第1号様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができるものとする。

(利用の承認等)

第6条 市長は、前条の利用の申請があったときは、利用の可否を決定し、その旨を保健福祉センター通勤用自転車駐輪場利用承認可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定に際し、利用の承認を行うことにより自転車駐輪場の収容能

力を超えてしまう等、管理運営上支障が生じると認められるときは、利用の承認を行わないものとする。この場合において、利用の承認については、抽選による方法により行うものとする。

(利用の承認の特例)

第7条 前条第1項の規定による承認をした後に、さらに収容することができるときは、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は申請をすることができる。

- (1) 週4日の勤務を割り振られた会計年度任用職員又は再任用職員であって、自転車による通勤の認定を受けた者
- (2) 週3日以下の勤務を割り振られた会計年度任用職員又は再任用職員であって、自転車による通勤の認定を受けた者
- (3) 自転車による通勤の認定を受けていない職員、会計年度任用職員又は再任用職員であって、通勤のために自転車を利用することが必要である者

2 前項の利用の申請に対する承認は、前条の規定を準用する。

(利用の承認期間)

第8条 自転車駐輪場の利用の承認期間は、年度を単位とし、年度を超えることができない。

(利用票の交付等)

第9条 市長は、自転車駐輪場の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用票（第3号様式）を交付する。

2 前項の規定により利用票の交付を受けた利用者は、利用票を自転車の見やすい場所に貼り付けておかなければならない。

(利用者の遵守事項及び承認取消)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自転車を定められた位置に駐車し、施錠その他盗難防止に必要な措置を講じること。
- (2) 他人の自転車の駐車を妨げる行為及び損害を与える行為をしないこと。
- (3) 利用票が貼付されていない自転車は利用しないこと。
- (4) 発火物、引火物その他の危険物を持ち込まないこと。
- (5) 暴力その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 騒音を発し、又はごみ等を捨てないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、自転車駐輪場の管理運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

2 市長は、利用者が前項に例示する遵守事項に違反したときその他特に必要がある

と認めるときは、当該利用者の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は文書により利用者に通知する。

(利用の中止)

第11条 利用者は、利用を中止するときには、保健福祉センター通勤用自転車駐輪場利用中止届（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

(利用票の返還)

第12条 前条により、自転車駐輪場の利用を中止した者は利用票を速やかに、市長に返還しなければならない。

(利用料等)

第13条 利用者は、次のとおり利用料を支払わなければならない。

| | |
|------------------------|------|
| | 1か月 |
| 勤務が常態として週3日を超える割振りの利用者 | 660円 |
| 勤務が常態として週3日以内の割振りの利用者 | 330円 |

- 2 前項の額は月額とし、月の途中まで又は月の途中からの利用であっても日割計算は行わない。
- 3 第1項の利用料の支払いは、給与支給日に給与控除の方法によるものとする。ただし、この方法によることが困難な場合にあっては、船橋市が発行する納付書により指定した期日までに支払うものとする。
- 4 利用の承認が取り消されたときは、すでに徴収した利用料は、還付しない。

(損害賠償等)

第14条 市長は、自転車駐輪場の管理運営において瑕疵がある場合を除き、発生した事故又は自転車の盗難若しくは損傷等について、その責めを負わない。

- 2 利用者は、自転車駐輪場の施設及び設備を破損したときは（明らかに老朽化によるものと認められる場合を除く。）、これを修復し、毀損前の状態に復さなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式の1（市職員用）

保健福祉センター通勤用自転車駐輪場利用申請書

船橋市長 あて

年 月 日

年 月 日から保健福祉センター通勤用自転車駐輪場を利用したいので申請します。

また、承認された場合の利用料は、給与から控除されることを了承します。

申請者

| | |
|-----------------------------------|--|
| 所属名 | |
| 職員番号 | |
| 氏名 | |
| 内線電話番号（職場） | |
| 自転車による通勤認定の有無 （利用申請期間における認定状況） | <input type="checkbox"/> 有（届出中の場合も含む。） <input type="checkbox"/> 無 |
| 通勤届記載の自宅住所 | |
| 勤務形態 | <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 再任用職員 |
| 勤務日数 （常勤職員以外） | 週 日 |
| 任用期間の終期 （会計年度任用職員のみ） | 年 月 日まで |
| 利用する自転車 | <input type="checkbox"/> 電動アシスト自転車 <input type="checkbox"/> 普通自転車 |
| | （後部に）カゴもしくはイス <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |

※所管課記入欄

| | |
|-------|-------|
| 承認の可否 | 可 ・ 否 |
|-------|-------|

第1号様式の2（市職員以外用）

保健福祉センター通勤用自転車駐輪場利用申請書

船橋市長 あて

年 月 日

年 月 日から保健福祉センター通勤用自転車駐輪場を利用したいので申請します。

また、承認された場合の利用料は、船橋市が発行する納付書により支払うことを了承します。

申請者

| | |
|----------|---|
| 所属名 | |
| 氏名 | |
| 勤務日数 | 週 日 |
| 電話番号（職場） | |
| 自宅住所 | |
| 利用する自転車 | <input type="checkbox"/> 電動アシスト自転車 <input type="checkbox"/> 普通自転車 |
| | （後部に）カゴもしくはイス <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |

※所管課記入欄

| | |
|-------|-------|
| 承認の可否 | 可 ・ 否 |
|-------|-------|

第2号様式

保健福祉センター通勤用自転車駐輪場利用承認可否決定通知書

年 月 日

所属名 _____

_____ 様

船橋市長

保健福祉センター通勤用自転車駐輪場の利用について次のとおり決定したので通知します。

承認 期間 年 月 日から 年 月 日まで

駐輪場番号 _____

※別添利用票（ステッカー）は、必ず自転車に貼ってください。

不承認 理由 _____

第3号様式



記載された「年度」「背景の色」については、年度単位で更新する。

第4号様式

保健福祉センター通勤用自転車駐輪場利用中止届

船橋市長 あて

年 月 日

保健福祉センター通勤用自転車駐輪場の利用を中止します。

| | |
|-------|-------|
| 中止年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

利用者

| | |
|-----------------|--|
| 所 属 名 | |
| 職員番号 (市職員のみ) | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 (職場) | |
| 駐輪場番号 | |

※本届出書とともに配付した利用票 (ステッカー) を添付してください。